

## 第6回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月22日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和5年6月22日(木) 午後2時00分～午後3時08分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(17人) 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏</p> <p>4. 欠席委員(1人) 会長：9番 関 閣夫</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 空き家に付属した農地の指定申請について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第255号)の承認について 日程第6 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第256号)の承認について 日程第7 議案第6号 那須烏山市個人情報保護条例施行規程(平成17年10月農業委員会規程第11号)の廃止について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>ただいまから令和5年第6回総会を開会いたします。会長が欠席のため、塩野目 富夫 職務代理にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>職務代理(塩野目)</p>	<p>&lt; 開会前のあいさつ &gt;</p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>本日、9番 関 閣夫 会長より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますが、会長欠席のため、以後の議事進行は、塩野目 富夫 職務代理をお願いいたします。</p>
<p>職務代理(塩野目)</p>	<p>直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分 )</p>
<p>職務代理(塩野目)</p>	<p>議事日程の朗読をお願いします。</p>

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 2番 田中 雄二 委員、4番 仲澤 清一 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。
6番 大野 覚文 委員	6月19日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、ネギ。農業従事年数及び農業形態、約10年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田605a、畑17a、計622a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、8番 川上 恵 委員をお願いいたします。

<p>8番 川上 恵 委員</p>	<p>6月21日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約15年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台。取得地への通作距離、約0.8km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田200a、畑42a、計242a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番について、12番 小川 祥一 委員をお願いいたします。</p>
<p>12番 小川 祥一 委員</p>	<p>6月12日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人の状況となります。主たる経営作物、ブドウを作付予定。友人がブドウを作っているの、その人に指導を受けながらシャインマスカットを作っていきたいそうです。農業従事年数及び農業形態、約2年。非農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。新規で田24aを取得。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号4番について、13番 中村 東 委員をお願いいたします。</p>
<p>13番 中村 東 委員</p>	<p>6月14日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。以下、受人の状況となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田1,459a、畑51a、計1,510a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>

議長	<p>&lt; 質疑なし &gt;</p> <p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>&lt; 議案第2号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、11番 奥畑 智子 委員をお願いいたします。</p>
11番 奥畑 智子 委員	<p>6月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が道を挟んで宅地、南が畑・田、北が田。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、451㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。10年で黒字見込む。売電単価、税込8.5円。非FIT事業。売電先は●●●株式会社であり、売電単価は変動する。構造等、パネル141枚、寸法2,274mm×1,134mm。パワーコンディショナー9基。発電出力49.5kW、年間発電量約7万9千kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和5年9月30日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。東京電力の電力受給契約申込承諾済、令和5年2月22日。東京電力の託送供給の承諾済、令和5年2月22日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>



議長	整理番号4番について、13番 中村 東 委員にお願いいたします。
13番 中村 東 委員	<p>6月20日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が雑種地、西が雑種地、南が畑、北が道を挟んで雑種地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、478㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。6年で黒字見込む。売電単価、税込15.4円。構造等、パネル143枚、寸法2,416mm×1,134mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、年間発電量約8万6千kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和5年9月30日まで。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、令和2年2月13日付。東京電力と接続協議済、令和元年11月1日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
3番 栗野 隆夫 委員	整理番号1番から4番は同じ場所なのに、売電価格が違うのはなぜか。
事務局(中山)	<p>整理番号1番と2番は非FIT事業だからです。今まではほとんどがFIT事業で、東電が固定価格で20年間電力を買い取るというものだったので、契約時期が早いほど買い取り価格が高くなっておりました。今回の申請では、整理番号3番と4番がそれにあたります。また、整理番号1番と2番の非FIT事業については、特段東電との契約はなく、経済産業省の認定も必要ありません。今回の売り先がたまたま東電であるだけで、8.5円は東電の最低買取価格としてシミュレーションしたものになります。</p>
14番 堀江 恒夫 委員	申請地2-3、資料35ページの●●●は、進入路として購入するのか。
12番 小川 祥一 委員	そのとおり。太陽光発電設備を設置予定の●●●が袋小路の状態であるため、進入路として●●●を併せて購入することとなった。

議長	<p>&lt; 他に質疑なし &gt;</p> <p>ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第4 議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>&lt; 議案第3号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、2番 田中 雄二 委員をお願いいたします。</p>
2番 田中 雄二 委員	<p>6月6日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第3号、整理番号1のとおりです。空き家バンク登録状況、未登録。登録予定住所、●●●。添付書類の有無、案内図、あり。登記簿謄本、あり。公図（写し）、あり。農地の状況、耕作、可。面積要件、問題なし。その他 登録予定住所に接していない農地、なし。指定申請理由、申請人は相続により、登録予定物件を管理していたが、管理困難になり、必要としている者に譲ろうとし、農地付き空き家として空き家バンクに登録するため、今回の申請に至った。以上、農地を調査した結果、面積及び位置関係等基準第4条を満たしており、空き家に付属した農地として指定できると判断いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり指定することに決定してよろしいか、お諮りします。</p>

議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、申請のとおり指定することに決定いたしました。</p>
事務局（大橋）	<p>次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第255号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
議長	<p>&lt; 議案第4号 議案書の朗読 &gt;</p> <p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
事務局（中山）	<p>議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第255号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第255号）については、新規3件、更新8件です。利用権の設定を受ける者3名、利用権を設定する者11名です。利用権の設定面積は、33,859㎡です。令和5年度累計は、92,513㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和5年6月30日公告予定です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第255号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第255号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第256号）の承認について」 を議題といたします。</p>

(議長)	議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局 (中山)	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画 (第256号) の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「所有権の移転」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画 (第256号) については、申請件数2件、4筆、面積4,040㎡です。令和5年度累計は、5,519㎡です。移転の内容及び移転を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和5年6月30日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第256号) の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第256号) の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第7 議案第6号 「那須烏山市個人情報保護条例施行規程 (平成17年10月農業委員会規程第11号) の廃止について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。

事務局長（相ヶ瀬）	<p>&lt; 個人情報の保護に関する法律の改正法が令和5年4月1日に施行され、那須烏山市個人情報保護条例等が廃止となることに伴い、廃止となった条例を引用している規程を廃止する必要がある旨、また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律 那須烏山市個人情報保護法施行条例、那須烏山市個人情報保護法施行細則が直接適用される旨を説明 &gt;</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第6号 「那須烏山市個人情報保護条例施行規程（平成17年10月農業委員会規程第11号）の廃止について」 は、質疑がないようですので、那須烏山市個人情報保護条例施行規程（平成17年10月那須烏山市農業委員会規程第11号）の廃止を承認してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「那須烏山市個人情報保護条例施行規程（平成17年10月農業委員会規程第11号）の廃止について」 は、那須烏山市個人情報保護条例施行規程（平成17年10月那須烏山市農業委員会規程第11号）の廃止を承認することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。</p> <p>（ 午後 3時 08分 ）</p>

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月22日

議 長

2 番

4 番